



2020年4月16日

各 位

会 社 名 株式会社日立ハイテク  
代 表 者 名 執行役社長 宮崎 正啓  
(コード番号：8036、東証第一部)  
問 い 合 せ 先 CSR・コーポレートコミュニケーション部長  
松崎 倫明 (電話：03-3504-7111)

**株式会社日立製作所による当社株式に係る株式売渡請求を行うこと  
の決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

2020年4月7日付「支配株主である株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社日立製作所（以下「日立製作所」又は「特別支配株主」といいます。）は、2020年2月17日から同年4月6日まで、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、2020年4月13日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式53,389,540株（当社の総株主の議決権に対する日立製作所が所有する当社株式の議決権の割合（以下「所有割合」（注）といいます。）にして90.55%（小数点以下第三位を四捨五入）を所有するに至り、当社の特別支配株主となっております。

（注）「所有割合」とは、当社が2020年2月6日に提出した第101期第3四半期報告書（以下「当社2020年3月期第3四半期報告書」といいます。）に記載された2019年12月31日現在の当社の発行済株式総数（137,738,730株）から、当社2020年3月期第3四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（213,374株。当社が所有する単元未満株式74株を含みます。以下同じです。）を控除した当社株式数（137,525,356株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

日立製作所は、2020年1月31日付で当社が公表した「支配株主である株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2020年1月31日付意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、日立製作所が、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったものの、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、日立製作所が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得することができなかったため、当社株式の全てを取得することにより当社を日立製作所の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法

(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第179条第1項に基づき、当社の株主の全員(当社及び日立製作所を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その有する当社株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全部を日立製作所に売り渡すことの請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)を行うことを決定したとのことです。

当社は、本日付で日立製作所より本株式売渡請求に係る通知を受領し、本日付の取締役会において本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本株式売渡請求の承認により、当社株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2020年5月17日まで整理銘柄に指定された後、2020年5月18日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

## 1. 本株式売渡請求の概要

### (1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	株式会社日立製作所	
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	
(3) 代表者の役職・氏名	執行役社長兼 CEO 東原 敏昭	
(4) 事 業 内 容	IT、エネルギー、インダストリー、モビリティ、ライフ、日立ハイテク、日立建機、日立金属、日立化成、その他、の10セグメントにわたる製品の開発、生産、販売及びサービスの提供	
(5) 資 本 金	459,862百万円(2019年12月31日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	1920年2月1日	
(7) 大株主及び持株比率 (2019年9月30日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7.61%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.26%
	日立グループ社員持株会	2.13%
	日本生命保険相互会社	1.96%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.95%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.84%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.83%
	ジェーピー モルガン チェース バンク 385151(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.81%
	ナッツ クムコ(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.77%
	ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.58%

(8) 上場会社と日立製作所の関係	
資 本 関 係	日立製作所は、本日現在、当社株式 124,525,159 株（所有割合 90.55%）を所有しており、当社を連結子会社としております。
人 的 関 係	当社グループ（注1）の従業員 51 名が日立製作所グループ（注2）に出向しており、日立製作所グループの従業員 202 名が当社グループに出向しています。
取 引 関 係	日立製作所は、当社との間で、鉄道車両関連部材、各種情報機器、電力関連部品等の販売及び仕入、並びに、日立製作所グループ・プーリング制度による資金の貸し付け及び借入れを行う等の取引関係があります。また、当社は日立製作所に研究委託を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	日立製作所は当社の親会社であり、日立製作所と当社は相互に関連当事者に該当します。

（注1）「当社グループ」とは、当社、連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。なお、2020年1月31日現在、当社グループは、当社、連結子会社41社及び持分法適用関連会社7社で構成されています。

（注2）「日立製作所グループ」とは、日立製作所、当社グループ各社を含む連結子会社及び持分法適用会社をいいます。なお、2019年12月31日現在、日立製作所グループは、日立製作所、当社グループ各社を含む連結子会社824社及び持分法適用会社452社で構成されているとのことです。

## (2) 本株式売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2020年4月16日（木曜日）
当社の取締役会決議日	2020年4月16日（木曜日）
売 買 最 終 日	2020年5月15日（金曜日）（予定）
上 場 廃 止 日	2020年5月18日（月曜日）（予定）
取 得 日	2020年5月20日（水曜日）（予定）

## (3) 売渡対価

普通株式1株につき、8,000円

## 2. 本株式売渡請求の内容

当社は、日立製作所より、2020年4月16日付で、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

(2) 本株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号・第 3 号）

日立製作所は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 8,000 円の金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2020 年 5 月 20 日

(5) 株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

日立製作所は、株式売渡対価を、同社の保有する現預金及び／又は同社が貸付人兼エージェントとしての株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱 UFJ 銀行並びに貸付人としてのみずほ信託銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社常陽銀行、株式会社千葉銀行、株式会社北洋銀行、株式会社京都銀行、株式会社十六銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社肥後銀行、株式会社京葉銀行及び株式会社東邦銀行との間で 2019 年 7 月 29 日に締結したコミットメントライン契約書に基づく借入金を原資として支払うことを予定しております。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

株式売渡対価は、2020 年 9 月 30 日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（株式売渡対価の交付について日立製作所が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する株式売渡対価を支払うものとします。なお、かかる支払に関する当社又は日立製作所から本売渡株主に対する通知は、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所に宛てて発すれば足り、当該通知は、それが通常到達すべきであった時に、到達したものとみなすものとします。

### 3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2020年1月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の方法により決議されております。

また、当社は、2020年2月14日付で当社が公表した「支配株主である株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けの実施に関する賛同の意見表明及び応募推奨及び「支配株主である株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」（以下「2020年2月14日付意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、2020年2月14日付の当社取締役会決議において、本公開買付けに関して、2020年1月31日時点の当社意見に変更はなく、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を改めて決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、2020年2月14日付意見表明プレスリリースの「1. 支配株主である株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けの実施に関する賛同の意見表明及び応募推奨について」に記載の方法により決議されております。

当社は、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの背景」に記載のとおり、2019年3月中旬の日立製作所からの本取引の可能性を含む企業価値向上を目的とした資本政策の検討の申入れを受け、当社に対して完全子会社化の提案がなされた場合に備えて、本公開買付け価格を含む本取引における諸条件の公正性を担保すべく、本取引に関して日立製作所及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任しました。また、当社は、特別委員会を設置して本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保しつつ、日立製作所との間で、本取引の意義及び目的、本取引によって創出が見込まれるシナジー効果、本取引後の経営体制・事業方針、本取引における諸条件等について、複数回に亘る協議・交渉を重ねて参りました。

また、当社は、当社に対して完全子会社化の提案がなされた場合に備えて、日立製作所から具体的な提案を受領した場合に機動的な対応が可能となるよう、完全子会社化の場合に最も蓋然性が高いと考えられる公開買付けを前提に、2019年4月中旬以降、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を受け、また、ファイナンシャル・アドバイザーとしての野村証券から価格交渉等に関する助言及び支援を受けて参りました。当社は、2019

年11月18日に、当社株式1株当たりの取得価格を7,100円とすることその他の諸条件を含む本取引に係る正式な提案書を受領した後、日立製作所との交渉を開始し、上記の助言等を踏まえ、日立製作所との間で複数回に亘り協議・交渉を行いました。さらに、当社は、日立製作所との間の本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき特別委員会に適時に報告し、また、特別委員会との間で随時方針等を協議しつつ日立製作所との協議・交渉を進めました。

当社は、2020年1月30日付で野村證券より当社株式に係る株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）を取得し、また、特別委員会から同日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けております。本答申書の概要については、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

その上で、当社取締役会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言及び第三者算定機関である野村證券から取得した当社算定書の内容を踏まえつつ、特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付け価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、2020年1月31日開催の取締役会において、本取引により日立製作所の完全子会社となり、これまで両者が独立した上場会社であったことから制限のあった人財、財務基盤、事業基盤、顧客基盤等の経営資源について、相互活用を通して日立製作所グループとの連携をさらに強化することは、調達、リスク管理、人財、システムマネジメント等の管理業務の効率化やコスト構造の最適化を通じた収益性改善につながり、今後の当社グループの発展及び企業価値のさらなる向上に資するだけでなく、当社グループの計測・分析技術プラットフォームと日立製作所のLumada事業との連携強化、ビジネス構築力やビジネス探索力の活用範囲拡大により、多様化する顧客ニーズに対し、当社が単独で取り組む以上にスピーディーに対応し、顧客価値を高めるソリューションを生み出すことができ、社会の課題解決に貢献できるものであると考えるに至りました。

また、(i) 本公開買付け価格が、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、野村證券による当社の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法の算定結果の範囲内にあること、(ii) 本公開買付け価格が、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2020年1月30日の当社株式の終値7,740円に対して3.36%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間（2020年1月6日から同年1月30日まで）の終値の単純平均値7,845円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して1.98%、同日までの過去3ヶ月間（2019年10月31日から2020年1月30日まで）の終値の単純平均値7,379円に対して8.42%、同日までの過去6ヶ月間（2019年7月

31日から2020年1月30日まで)の終値の単純平均値6,698円に対して19.44%のプレミアムがそれぞれ加算されており、また一部報道機関によって本取引に関する憶測報道がなされた2019年6月7日の前営業日である2019年6月6日の当社株式の終値4,750円に対して68.42%、同日までの過去1ヶ月間(2019年5月7日から同年6月6日まで)の終値の単純平均値4,717円に対して69.60%、同日までの過去3ヶ月間(2019年3月7日から同年6月6日まで)の終値の単純平均値4,653円に対して71.93%、同日までの過去6ヶ月間(2018年12月7日から2019年6月6日まで)の終値の単純平均値4,271円に対して87.31%のプレミアムがそれぞれ加算されており、親会社による連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii)本公開買付け価格の決定に際しては、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv)本公開買付け価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、当社と日立製作所との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には野村証券による当社の株式価値に係る算定結果の内容及び特別委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、2020年1月31日開催の取締役会において、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

その後、当社は、2020年4月7日、日立製作所より、本公開買付けに対して当社株式53,389,540株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、日立製作所は、2020年4月13日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、所有割合が90%以上となり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、日立製作所より、2020年4月16日付で、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、2020年4月16日付の当社の取締役会において、(a)本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、2020年1月31日開催の取締役会の審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で、並びに、2020年2月14日付の取締役会の決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議したとおり、当社が本取引により日立製作所の完全子会社となること、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(b)株式売渡対価は、本公開買付け価格と同一であり、本公開買付け価格の決定に際しては、本答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主

にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c)日立製作所は、株式売渡対価を、同社の保有する現預金及び／又は同社が貸付人兼エージェントとしての株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行並びに貸付人としてのみずほ信託銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社常陽銀行、株式会社千葉銀行、株式会社北洋銀行、株式会社京都銀行、株式会社十六銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社肥後銀行、株式会社京葉銀行及び株式会社東邦銀行との間で2019年7月29日に締結したコミットメントライン契約書に基づく借入金を原資として支払うことを予定しており、当社としても、本株式売渡請求に係る通知書の添付資料として提出された当該コミットメントライン契約書の写しにより日立製作所による資金確保の方法を確認していること、また、日立製作所によれば、株式売渡対価の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないとのことであること等から、日立製作所による株式売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(d)株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e)本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f)特別委員会が、株式売渡対価による本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していることがそれぞれ認められると判断し、審議及び決議に参加した取締役全員の一致で、当社を日立製作所の完全子会社とすることを目的とする本取引を進めるべく、日立製作所からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

なお、当社の取締役である北山隆一氏は、日立製作所の代表執行役執行役副社長を兼務していることから、本株式売渡請求に関して特別利害関係を有するため、2020年4月16日付の当社の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

## (2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、株式売渡対価は本公開買付け価格と同一であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

## (3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2020年5月17日まで整理銘柄に指定された後、2020年5月18日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

## (4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のと



おり、日立製作所及び当社は、日立製作所が当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付けを含む本取引は、当社にとって支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。以下の記載のうち日立製作所において実施した措置等については、日立製作所から受けた説明に基づくものです。

なお、日立製作所は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定しておりません。日立製作所によれば、日立製作所は、2020年1月31日現在、当社株式71,135,619株（所有割合51.73%）を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) を買付予定数の下限に設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の皆様様の利益を損なう可能性もあるものと考えたとのことです。もっとも、日立製作所及び当社としては、当社の特別委員会の確認も得た上で、日立製作所及び当社において以下の①から⑧までの措置が講じられていることから、当該下限に設定されていなくても、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

#### ①日立製作所における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

日立製作所は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び日立製作所から独立した第三者算定機関として、日立製作所のファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対して、当社株式の株式価値評価分析を依頼したとのことです。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による当社の株式価値の算定結果の概要については、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①公開買付けにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

#### ②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び日立製作所から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。

なお、野村證券は、当社及び日立製作所の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

当社算定書の概要については、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

#### ③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2019年5月23日、高橋明人氏（高

橋・片山法律事務所 弁護士) (以下「高橋氏」といいます。)、当社社外取締役である早川英世氏 (元三井物産株式会社 常務執行役員)、当社社外取締役である戸田博道氏 (元アンリツ株式会社 取締役会議長)、当社社外取締役である西見有二氏 (元旭硝子株式会社 代表取締役 兼 副社長執行役員) 及び当社社外取締役である田村真由美氏 (本田技研工業株式会社 社外取締役監査等委員、清水建設株式会社 社外取締役) の5名から構成される特別委員会を設置し (なお、当社は特別委員会の委員として設置当初からこの5名を選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、特別委員会の委員の報酬は固定金額であり、成功報酬は採用しておりません。)、特別委員会に対し、(i) 本公開買付けを含む本取引の目的は合理的か (本取引が当社の企業価値向上に資するかを含みます。)、(ii) 本取引の条件 (公開買付けにおける買付け等の価格を含みます。) の公正性が確保されているか、(iii) 本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び (iv) 上記 (i) 乃至 (iii) のほか、本公開買付けに関する意見表明を含む本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか (以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。) を諮問し、これらの点についての答申を当社に提出することを囑託いたしました。なお、当社は、高橋氏が弁護士として本取引と同様の種類の取引につき豊富な経験を有することを理由として、外部有識者である委員としての就任を依頼しております。また、本諮問事項の検討に際し、特別委員会は当社及び日立製作所から独立した独自の第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 (以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。) を選任しております。

特別委員会は、2019年6月12日より2020年1月30日までの間に合計11回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、かかる検討にあたり、当社、日立製作所及び野村證券から提出された資料を検討し、当社、野村證券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所との質疑を行っております。また、日立製作所からは、本取引の目的、本公開買付け価格に対する考え方、本取引の実施により発生するシナジー等についての説明を受け、質疑応答を行っております。さらに、特別委員会は、野村證券及びデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから当社の株式価値算定等についての説明を受けるとともに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けており、本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。また、特別委員会は、当社から、日立製作所と当社との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、特別委員会を都度開催して方針等を協議し、本公開買付けにつき、日立製作所から8,000円という最終的な提案を受けるに至るまで、複数回に亘り当社との間で協議を行い当社に意見する等して、日立製作所との交渉過程に関与しております。

以上の経緯で、特別委員会は、2020年1月30日に、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

(i) (A) 2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの背景」及び「③当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載の本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに本公開買付けを経て行われる本取引のメリットについて、(a) 当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体

的なものであり、(b)当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合し、また、(c)当社における将来の競争力強化に向けて現実的なものであると考えられる。(B)当社と日立製作所との間で、当社の属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本取引の必要性及びメリットの検討を行っていると言える。(C)当社の今後の事業見通し及び成長見通し並びに本取引後に実施を検討している施策等について、当社の事業内容及び経営状況を前提とした上で、日立製作所の経営方針をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められない。以上から、本取引の目的は合理的であり、本取引は当社の企業価値向上に資するものと考えられる。

(ii) (A)当社は、本取引の条件、とりわけ本公開買付価格の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、当社株式の株式価値の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としている。(B)当該第三者算定機関作成の株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられる。(C)その算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられ、また当該算定の前提となっている当社の事業計画の内容に関する当社及び第三者算定機関から特別委員会に対する説明を踏まえ、特別委員会においても、当社の事業計画の作成経緯及び当社の現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画を合理的なものであると考えている。(D)上記(B)及び(C)から、当該第三者算定機関作成の株式価値算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられる。(E)当該株式価値算定書を基礎として当社においても本取引の必要性及びメリット、当社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本公開買付価格の検討を行ってきたと言える。(F)当社において経験豊富なファイナンシャル・アドバイザー(第三者算定機関)を起用し、本公開買付価格を含む本取引全般の条件交渉を実施したと言える。(G)当社取締役会において最終的に決議を予定している本公開買付価格について、相応のプレミアムが付された価格であると言える。(H)以上の当社における対応は、本公開買付けを含む本取引の条件とりわけ本公開買付価格の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する当社の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられる。(I)本取引において実施することが予定されている当社の完全子会社化に係る手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であり、本完全子会社化手続は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているものであり、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは合理的と考えられる。(J)特別委員会において独自の第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを選任した上で、本取引における取引条件が当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見を述べたフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。)を取得している。以上から、本取引の条件(本公開買付価格を含む。)の公正性・妥当性は確保されていると考える。

(iii) (A)当社は、本取引への対応を検討するにあたり、当社における検討及び意思決定の過程に対する日立製作所の影響を排除するべく、当社及び日立製作所のいずれからも独立した特別委員会を設置しており、特別委員会の委員の過半数となる4名は当社の社外取締役であり、残る1名は外

部の専門家である弁護士である。(B)加えて、特別委員会において、当社及び日立製作所のいずれからも独立した独自の第三者算定機関を選任できるものとし、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザーに本公開買付価格に係るフェアネス・オピニオンの作成を依頼した上で、本フェアネス・オピニオンを取得している。(C)当社は、本取引への対応を検討するにあたり、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、当社株式に係る株式価値の算定を、当社及び日立製作所のいずれからも独立した第三者算定機関である野村證券へ依頼した上で、所定の株式価値算定書を取得しており、また野村證券の独立性に関し特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認している。(D)本取引に関する法的助言を得るべく、当社及び日立製作所のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任しており、その独立性に関し、特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認している。(E)本完全子会社化手続を含む本取引は、当社の支配株主(親会社)である日立製作所が実施するものであることから、構造的かつ典型的な利益相反性が生じる可能性があり得るところ、当社においては、上記の体制のもと、本取引についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、当社から日立製作所に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請してきたと言える。(F)当社と日立製作所との間の協議及び交渉の方針に関して、当社及び当社のファイナンシャル・アドバイザーでもある野村證券から特別委員会に対して交渉方針等の説明が行われた上で、特別委員会において確認された当該交渉方針の下に日立製作所との交渉が進められた。(G)当社と日立製作所との間の協議及び交渉の具体的な状況についても、適時に特別委員会への報告が行われており、かつ特に本公開買付価格に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえ特別委員会から当社及び当社のファイナンシャル・アドバイザーに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる提言及び要請等を行うなど、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の交渉過程に特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されている。(H)その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、当社において全般的な検証を重ねた上で、日立製作所との複数回に及ぶ協議を経て本公開買付価格に関して最終的な調整が進められた。(I)その後、最終的に当社及び日立製作所間で本公開買付価格を含む本取引の条件について合意するに至り、当社において、当該合意された価格をもって、取締役会で決議をする本公開買付価格となった。(J)いわゆる二段階買収等に関しても、早期かつ詳細な開示及び説明により、当社株主の適切な判断機会の確保に努めていると言え、その他当社及び日立製作所が作成し開示する予定の各開示書類において、当社株主(とりわけ少数株主)が本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報が開示される予定となっている。(K)日立製作所の出身者である取締役については、意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高めるために、当社における本取引の検討に加わっておらず、今後開催される本取引に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めていると言える。(L)本公開買付けにおいては、買付予定数の下限が設定される予定であり、当該下限の設定により、本公開買付けへの応募が少ない場合には、本公開買付けを通じた当社株式の買付け等が行われないことになり、この点は当社の一般株主・少数株主の意向を可能な限り尊重するものと言える。(M)本公開買付けにおいて、その買付期間は34営業日と法令上の最短期間である20営業日より長期の期間が設定される予定であること、また当社は日立製作所との間で、当社が対

抗的買収提案者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと等から、いわゆるマーケット・チェックの観点において特段不合理な状況には無いものと考えられる。(N)市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックに関しては、情報管理の観点等から実務上その実施は必ずしも容易とは言えず、従って本件においてもそのような対応が行われていないことのみをもって、マーケット・チェックの点で不合理な状況が生じるものではないと考えられる。(O)本取引においては、当社株式の非公開化のために、いわゆる二段階買収の手続が予定されているが、株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、裁判所に対して売買価格の決定の申立てを行うことが可能とされており、また、株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、所定の条件のもと、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する普通株式のうち一株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることが請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められており、かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、当社の一般株主においては、かかる手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされている。以上から、本完全子会社化手続の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、本取引において、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

(iv) 上記(i)乃至(iii)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は2020年1月30日時点において特段見あたらず、従って本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(v) 上記(i)乃至(iv)を踏まえれば、2020年1月30日時点において、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定を行うことは相当であり、当社の少数株主にとって不利益なものではないものとする。

#### ④ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

特別委員会は、本諮問事項の検討に際し、当社及び日立製作所から独立した第三者算定機関として、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、当社及び日立製作所の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

また、特別委員会は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーより、2020年1月30日付で、本フェアネス・オピニオンを取得しております。

当該株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの概要については、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。

⑤ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び日立製作所から独立した法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、当社算定書の内容、特別委員会から入手した本答申書、日立製作所との間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、日立製作所による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり、2020年1月31日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関して、2020年1月31日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしております。

上記の2020年1月31日開催の当社取締役会決議は、当社の取締役7名中、6名の取締役（うち社外取締役4名）が審議に参加し、審議に参加した取締役の全員の一致により、決議されております。

なお、当社の取締役である北山隆一氏は、日立製作所の役職員を兼務しておらず、日立製作所から指示を受ける立場にはなかったものの、日立製作所の出身者であったため、意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反の可能性を排除する観点から、上記の2020年1月31日開催の当社取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加していません。

また、本公開買付けが予定どおり2020年2月17日から開始されることを受け、当社は、2020年2月14日付の当社取締役会決議において、本公開買付けに関して、2020年1月31日時点の当社意見に変更はなく、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を改めて決議しております。

上記の2020年2月14日付の当社取締役会決議は、当社の取締役7名中、6名の取締役（うち社外取締役4名）の全員の一致により、決議されております。

なお、当社の取締役である北山隆一氏は、日立製作所の2020年1月31日付「役員（執行役）人事について」において公表しておりますとおり、2020年4月1日付で日立製作所の代表執行役執行役副社長に就任予定であったことから、本公開買付けに関して特別利害関係を有するため、上記の2020年2月14日付の当社取締役会決議には参加していません。

⑦ 取引保護条項の不存

日立製作所及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項

を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### ⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

日立製作所は、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、日立製作所が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、本株式売渡請求をすること又は会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主（日立製作所及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しています。

また、日立製作所は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付け期間を34営業日としております。公開買付け期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しています。

#### 4. 今後の見通し

日立製作所は、当社を完全子会社化した後も、企業価値のさらなる向上を目指す経営を継続する方針であり、当社の事業領域や事業特性を十分に活かした経営を企図しているとのことです。なお、本取引後の当社の経営体制につきましては、日立製作所は、当社の現在の経営体制を基本に、当社を含む日立製作所グループ全体の一体的運営に資する体制を構築するために、企業価値向上の観点から、今後、当社と協議していく予定ですが、現時点ではライフ事業統括本部の一事業部門として、当社が策定した2021年度を最終年度とする「2021中期経営戦略」の着実な実行を図る予定とのことです。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

日立製作所は、当社の支配株主（親会社）であるため、本公開買付けを含む本取引は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。コーポレート・ガバナンス報告書で示している「I 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本公開買付けを含む本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、

根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2020年1月31日付意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社及び日立製作所から独立した特別委員会から、2020年1月30日付で、本公開買付けに関する意見表明を含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断することには合理性があるとする旨を内容とする本答申書を手しております。

以 上